

シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯  
—日中比較の観点から—」  
2016年2月1日

王教授及び島並教授の講演に対するコメント

川島富士雄(神戸大学)  
fkawa [アットマーク] port.kobe-u.ac.jp

# 1. 王教授講演の全体について

- 2005年多国籍企業による知財濫用状況に関する報告(スライド4、ワード2頁)でも見られるように、中国独占禁止法の起草過程において、**知財濫用規制の必要性が同法制定の促進要素**に
- 2008年同法施行後、知財濫用規制がどのように行われるのか**諸外国とも注目**していたところ、以下のように展開
- 2009年、工商総局主導で「知的財産領域に関するガイドライン」の起草開始
- 2013年10月、ファーウェイ対IDC事件広東省高級人民法院判決
- 2014年6月、工商総局「知的財産権濫用規定」(意見募集稿)公表
- 2015年2月、発展改革委によるクアルコム事件処罰決定
- 2015年4月、工商総局「知的財産権濫用規定」制定
- 2015年12月、発展改革委「知的財産濫用ガイドライン」(意見募集稿)公表
  
- 2013年以降、急ピッチで展開しつつある中国独禁法による知的財産権濫用規制の今まさに立ち現われようとしている姿をご紹介

# 1. 島並教授講演の全体について

日本において標準必須特許に関する議論を喚起したアップル対サムスン事件を土台に、その後の国内の議論の展開状況を詳細にご紹介かつ積極的な私見を提示。

- 知財高裁の「産業の発達」(特許法1条)の阻害、「独占状態が維持できることはそもそも期待していない」との判示に独禁法との協働の強い意志
- 知財高裁の射程、FRAND宣言があることを前提、同宣言がない場合の一般的差止制限の可否は？
- 「FRAND宣言を申込み、それを受けた製造開始を承諾とする、ライセンス契約」成立の可能性

## 2. 標準必須特許の取り扱い

- ファーウェイ対IDC判決、クアルコム決定、グーグル、マイクロソフト、ノキアの各企業結合審査等で見られるように**標準必須特許の取り扱いが中国でも大きな争点に**
- 米国Rambus事件(2008): 標準化における欺瞞的行為、米国グーグル・モトローラ買収事件(2013): 差止の制限と仲裁によるFRAND料率の決定
- **欧州委・モトローラモビリティ及びサムスン決定(2014)**: FRAND宣言後の同条件受入意思のあるライセンスに対する差止請求訴訟を支配的地位の濫用と判断
- 欧州司法裁判所・ファーウェイ事件先決決定(2015): 侵害特許特定、条件提示などの手順明確化

## 2. 標準必須特許の取り扱い

- 日本公取委・パチンコ特許プール事件(1997): 法令上、標準となったプール特許に関するライセンス拒絶を規制
- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の指針」(2005): 主に**共同行為の側面、但し、ライセンス拒絶、ライセンス料差別にも言及**
- アップル対サムスン事件知財高裁判決・決定(2014)で標準必須特許権者によるFRAND宣言の法的効果、差止及び損害賠償請求に対する制限が問題に(島並教授講演)
- 知財高裁判決・決定や諸外国の動きに触発されてか、日本公取委も2016年1月21日「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」改正: 主に、**単独行為(私的独占、不公正な取引方法)の側面**
- 標準必須特許に関し、**FRAND条件でライセンスを受けようとする者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等が独禁法違反となる可能性指摘**

## 2. 標準必須特許の取り扱い

表1 日中ガイドラインの異同

問題となる慣行	日本公取委指針等	中国工商総局規定、 発展改革委指針案等
標準化過程 と特許プール	標準化に伴う プールガイドライン	規定12条
標準化における 欺瞞的行為		特許情報の不開示又 は権利放棄後の権利 行使(規定13条)
FRAND条件受入意思 のあるライセンサーに 対する拒絶・差止訴訟	知財ガイドライン改正、 違法となる可能性、 知財高裁決定	✓規定13条、 工商指針案
ライセンス料の水準	ガイドラインなし、 優越的地位の濫用？ 知財高裁判決	発展改革委指針案＋ ファーウェイ対IDC判決、 クアルコム決定

### 3. クアルコム事件決定について

- ① 日本クアルコム事件排除措置命令(2009)、30回近くも審判も未だ審決に至らず、同命令は**非係争条項 (Non-assertion of patents)**という中国事件でのライセンスによる無償クロスライセンスと類似の問題
  - **中国**はそれ以外も含め**幅広い特許ライセンス慣行**が問題に: **非標準必須特許との抱き合わせ、有効期限を過ぎた特許に対するロイヤルティ支払義務、不争条項等(表2) Cf. 韓国公取委クアルコム決定(2009)**
- ② **ファーウェイ対IDC事件判決に続き、不公正に高いライセンス料(17条1項1号)が問題に**
  - **不公正に高い価格それ自体の規制 = 搾取的濫用規制は中国独禁法の大きな特徴、発展改革委2015年末公表ガイドライン案、本件と類似の考え方提示(図1)**

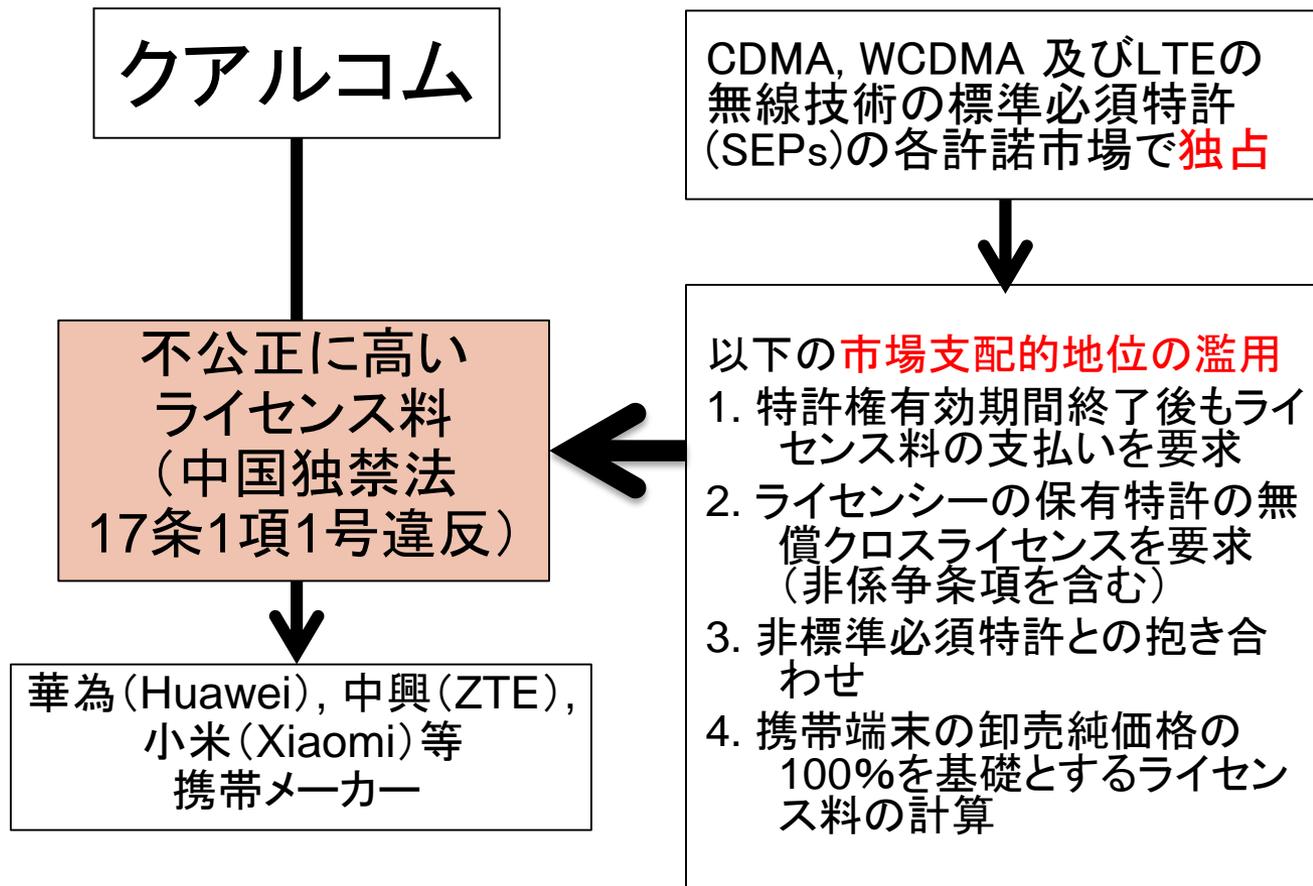
# 3. クアルコム事件決定について

## 表2 日韓中クアルコム事件対照表

問題とされた慣行	日本公取委	韓国公取委	中国発展改革委
不公正に高い ロイヤルティ		2015年～ 新期調査？	✓
無償クロスライセンス (不係争条項含む)	✓		✓
非標準必須特許の 抱き合わせ			✓
有効期限切れ特許に 対するロイヤルティ 支払義務		✓	✓
差別的ロイヤルティ +忠誠度リベート		✓	

# 3. クアルコム事件決定について

図1 中国クアルコム事件行政処罰決定書  
(2015)の論理構造



### 3. クアルコム事件決定について

表3 日中規制の共通点？

問題となる慣行	日本公取委	発展改革委
不公正に高い ロイヤルティ	知財ガイドライン 言及なし	✓
無償クロスライセンス (不係争条項含む)	知財ガイドライン、マイ クロスソフト、クアルコム	✓
非標準必須特許の 抱き合わせ	知財ガイドライン、違法 となる可能性	✓
有効期限切れ特許に 対するロイヤルティ 支払義務	知財ガイドライン、違法 となる可能性	✓

### 3. クアルコム事件決定について

#### ③ 無償クロスライセンス強要に関する中国決定

- 「ライセンシーが技術開発を行う意欲を失う」
- 「他のベースバンドチップ製造業者に対し競争上、不当に有利な立場となる」
- 日本の知財ガイドライン「ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害」、日本クアルコム事件「技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムの当該技術に係る市場における有力な地位が強化」と酷似

### 3. クアルコム事件決定について

#### ④ 不当高価格の規制

決定「高い価格を維持すること及び携帯端末の卸売価格の100%を基礎にロイヤルティを計算することを禁止」

クアルコム自発的改善策「計算基礎を同卸売価格の65%まで引下げ」→事実上35%引下げ、決定自体には不明示も、発展改革委と同社間の交渉の結果、事実上、発展改革委の指示

ロイヤルティ水準に直接介入することを躊躇しない姿勢 Cf. 米国は仲裁に付すことを義務付

日本公取委は直接介入を躊躇？

裁判所との役割分担をどう模索するか？

# 参考文献

KFTC “Qualcomm’s Abuse of Market Dominance,”  
July 23, 2009.

<http://eng.ftc.go.kr/bbs.do?command=down&sn=422>

川島富士雄「中国独占禁止法による知的財産権  
濫用規制」[知的財産研究所編『国際知財制度研究会報告書（平成26年度）』](#)（2015）147-176頁

※その他川島個人ブログもご参照ください。

<https://fujiokawashima.wordpress.com/>